

平成23年(2011年)11月8日



# 埼玉県報

第 2 3 3 7 号  
平成 2 3 年 1 1 月 8 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [川越都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する入札公告\(下水道管理課\)](#)
- [荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する入札公告\(下水道管理課\)](#)
- [中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する入札公告\(下水道管理課\)](#)
- [中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する入札公告\(下水道管理課\)](#)

### 雑報

- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 地域の力
- 三 代表者の氏名  
小見野 成一
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県新座市野火止六丁目四番二十一号
- 五 定款に記載された目的  
このNPO法人はこれからの社会を担う「新しい公共」の創生と育成に取り組み、そのことを通して地域の活性化とセーフティネットの構築に貢献することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人越谷市手をつなぐ育成会・友

三 代表者の氏名

高野 淑恵

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市花田四丁目八番地十六

五 定款に記載された目的

この法人は、越谷市内の知的に障害を持つ人々に日中活動の場を提供し、自立に向けてあらゆる支援と介助を行うと共に、知的に障害を持つ人々がすべての人々と同等に、共に心豊かな地域生活を送ることができることを目指して社会参加が出来るよう、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千二百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアセキ藤久保店

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚二百一番一外

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西四丁目九番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西四丁目九番二号

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年六月二十九日

### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千三百四十四平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 九立方メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十三年十月二十八日

二 縦覧期間

平成二十三年十一月八日から平成二十四年三月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月八日から平成二十四年三月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

埼玉県告示第千二百十号

川越市から川越都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

<p>路線名</p>	<p>さいたま鳩ヶ谷線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川口市大字石神字東町裏一―九五番一地 先から川口市大字石神字西町裏一―二二六 番地先まで（ただし、関係図面に表示す る部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十三年十一月八日</p>
<p>備考</p>	<p>平成十六年十月二十二日付け埼玉県告示 第千九百九十七号及び平成二十年三月二 十五日付け埼玉県さいたま県土整備事務 所長告示第十一号で区域変更。</p>



## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

### 一 許可番号

平成二十三年十月三十一日

指令越建セ第二三〇〇四一号

### 二 検査済証番号

平成二十三年十一月二日

越建セ第二七九一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字山合九百五十三番三、九百五十三番六

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都日野市南平二丁目四十三番地十六

今井 秀博

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成24年2月1日（水）から平成25年1月31日（木）まで。ただし、平成24年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可を受けている者が再資源化事業の用に供する処理施設

### (5) 入札方法

入札金額については、ばいじん1トン当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額（単価）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定に該当しない者であること。

(3) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分が「建築物の管理に関する業務」で、「廃棄物処理業務」を行う者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加指名除外措置を受けていない者であること。

(6) 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けているものであること。

(7) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可を受けている者のうち、年間のばいじん処理能力が2,500トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有しているものであること。

(8) 平成23年11月1日前5年間に、下水処理場から発生するばいじんを再資源化

するための中間処理業務を、適法に履行した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当 鈴木 電話048-466-9410

#### (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成23年11月17日（木）まで、上記(1)の交付場所において交付する。（土日を除く。事前に電話により連絡すること。）

#### (3) 現場説明会

開催しない。

#### (4) 入札・開札の場所及び日時

##### ア 場所

埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所

##### イ 日時

平成23年12月19日（月）午前9時30分

#### (5) 郵便による場合の入札書のあて先、提出期限及び提出方法

##### ア あて先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当

##### イ 提出期限

平成23年12月16日（金）午後3時（必着）

##### ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

### 4 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

##### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第171条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

##### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年11月18日（金）から平成23年11月28日（月）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第176条の規定又は埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(3)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年11月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

The 1st part of disposal of wetted soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Arakawa Right Bank District Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By mail: 3:00 pm, December 16, 2011

In person: 9:30 am, December 19, 2011

(3) Contact Point for More Information

Arakawa Right Bank District Regional Sewage Management Office  
Bureau of Public Sewerageworks, Saitama Prefectural Government  
Niikura 6-1-1, Wako-shi, Saitama-ken 351-0115  
Tel 048-466-9410

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成24年2月1日（水）から平成25年1月31日（木）まで。ただし、平成24年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可を受けている者が再資源化事業の用に供する処理施設

### (5) 入札方法

入札金額については、ばいじん1トン当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額（単価）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定に該当しない者であること。

(3) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分が「建築物の管理に関する業務」で、「廃棄物処理業務」を行う者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加指名除外措置を受けていない者であること。

(6) 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けているものであること。

(7) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可を受けている者のうち、年間のばいじん処理能力が2,500トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有しているものであること。

(8) 平成23年11月1日前5年間に、下水処理場から発生するばいじんを再資源化

するための中間処理業務を、適法に履行した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当 鈴木 電話048-466-9410

#### (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成23年11月17日（木）まで、上記(1)の交付場所において交付する。（土日を除く。事前に電話により連絡すること。）

#### (3) 現場説明会

開催しない。

#### (4) 入札・開札の場所及び日時

##### ア 場所

埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所

##### イ 日時

平成23年12月19日（月）午前9時50分

#### (5) 郵便による場合の入札書のあて先、提出期限及び提出方法

##### ア あて先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当

##### イ 提出期限

平成23年12月16日（金）午後3時（必着）

##### ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

### 4 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

##### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第171条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

##### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年11月18日（金）から平成23年11月28日（月）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。



イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第176条の規定又は埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(3)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年11月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

The 2nd part of disposal of wetted soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Arakawa Right Bank District Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By mail: 3:00 pm, December 16, 2011

In person: 9:50 am, December 19, 2011

(3) Contact Point for More Information

Arakawa Right Bank District Regional Sewage Management Office  
Bureau of Public Sewerageworks, Saitama Prefectural Government  
Niikura 6-1-1, Wako-shi, Saitama-ken 351-0115  
Tel 048-466-9410

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成24年2月1日（水）から平成25年1月31日（木）まで。ただし、平成24年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可を受けている者が再資源化事業の用に供する処理施設

### (5) 入札方法

入札金額については、ばいじん1トン当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額（単価）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定に該当しない者であること。

(3) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分が「建築物の管理に関する業務」で、「廃棄物処理業務」を行う者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けているものであること。

(7) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可を受けている者のうち、年間のばいじん処理能力が1,000トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有しているもの

であること。

- (8) 平成23年11月1日前5年間に、下水処理場から発生するばいじんを再資源化するための中間処理業務を、適法に履行した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒341-0056 埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号 埼玉県中川下水道事務所 総務・管理担当 荒井 電話048-952-9080

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成23年11月17日（木）まで、上記(1)の交付場所において交付する。（土日を除く。事前に電話により連絡すること。）

- (3) 現場説明会

開催しない。

- (4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所

イ 日時

平成23年12月19日（月）午前10時10分

- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、提出期限及び提出方法

ア あて先

〒341-0056 埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号 埼玉県中川下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成23年12月16日（金）午後3時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第171条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年11月18日（金）から平成23年11月28日（月）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札

事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第176条の規定又は埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(3)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年11月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

The 1st part of disposal of wetted soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Nakagawa Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By mail: 3:00 pm, December 16, 2011

In person: 10:10 am, December 19, 2011

(3) Contact Point for More Information

Nakagawa District Regional Sewage Management Office

Bureau of Public Sewerageworks, Saitama Prefectural Government

Bansyomen 3-2-2, Misato-shi, Saitama-ken 341-0056

Tel. 048-952-9080

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成24年2月1日（水）から平成25年1月31日（木）まで。ただし、平成24年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可を受けている者が再資源化事業の用に供する処理施設

### (5) 入札方法

入札金額については、ばいじん1トン当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額（単価）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定に該当しない者であること。

(3) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分が「建築物の管理に関する業務」で、「廃棄物処理業務」を行う者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けているものであること。

(7) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可を受けている者のうち、年間のばいじん処理能力が3,000トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有しているものであること。

(8) 平成23年11月1日前5年間に、下水処理場から発生するばいじんを再資源化

するための中間処理業務を、適法に履行した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒341-0056 埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号 埼玉県中川下水道事務所  
総務・管理担当 荒井 電話048-952-9080

(2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成23年11月17日（木）まで、上記(1)の交付場所において  
交付する。（土日を除く。事前に電話により連絡すること。）

(3) 現場説明会

開催しない。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所

イ 日時

平成23年12月19日（月）午前10時30分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、提出期限及び提出方法

ア あて先

〒341-0056 埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号 埼玉県中川下水道事務所  
総務・管理担当

イ 提出期限

平成23年12月16日（金）午後3時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第171条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年11月18日（金）から平成23年11月28日（月）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。



イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第176条の規定又は埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(3)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年11月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

The 2nd part of disposal of wetted soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Nakagawa Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By mail: 3:00 pm, December 16, 2011

In person: 10:30 am, December 19, 2011

(3) Contact Point for More Information

Nakagawa District Regional Sewage Management Office  
Bureau of Public Sewerageworks, Saitama Prefectural Government  
Bansyomen 3-2-2, Misato-shi, Saitama-ken 341-0056  
Tel. 048-952-9080

# 雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成23年9月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
動物の排せつ物	株式会社タイネツ	鶏ふん炭(協力 埼玉県 鈴木農場)	4.31	5.91	4.12	69	467	20.53	5.7	10.86		
たい肥	有限会社大進緑建	エコ樹土(エコキット)	1.08	0.29	0.61	24	84	2.50	15.0	50.55		
	株式会社根上産業	エコ堆肥マジックバイ オくん	2.47	1.50	0.56	38	97	3.14	15.1	15.79		
	太田屋進	牛糞100	1.56	1.90	1.68	31	231	1.90	15.3	17.53		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

# 雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十三年七月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年十一月八日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
西川製薬株式会社新座工場 埼玉県新座市畑中 3-6-9	同左	混合飼料	天然の素 豚用	23.8	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要												違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	加水 %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプトン消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他の検査		
西川製薬(株)新座工場 埼玉県新座市畑中 3-6-9	H23. 9. 5 同左	天然の素 豚用	23.8														-
				10.7	5.3	1.05	0.20	11.2	10.3								
(株)トーヨー技術研究所 入間川工場 埼玉県狭山市入間川 3175-9	H23. 9. 8 同左	新強化カスタム	23.9														-
				10.1	3.5	16.18	0.28	0.7	41.1								
(株)ジェイ・アール・エス三ヶ島工場 埼玉県所沢市林 1 丁目 299-8	H23. 9.13 同左	食品残さ発酵飼料	23.9														-
				14.8	9.4	0.11	0.33	2.0	3.5								

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。